

論 説

# 駒澤大学法科大学院における GPA と 司法試験合否の相関分析 —未修・既修間の格差と合格への 「閾値」に関する実証研究—

菊 原 武 史

## 1. はじめに

本稿の目的は、駒澤大学法科大学院の修了生データに基づき、学業成績評価(GPA)と司法試験の最終的な合否との間の関連性を分析し、その結果を全国的な傾向の中に位置づけることである。駒澤大学法科大学院は令和5年度から募集停止のため、現在新入生の受け入れを行っていない。開校から現在に至るまで70人以上の修了生が司法試験に合格している。駒澤大学法科大学院の学生数は、令和9年度から0名になる見込みである。駒澤大学法科大学院を修了後、希望者は司法研究所に5年間所属することができる。駒澤大学司法研究所は、平成20年4月に創設されている。本司法研究所の設立目的は、「理論と実務との実践的な架橋教育」を行い「人に寄り添い、社会と繋がる駒澤法曹の育成」という本学法科大学院の教育目標、および「仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神」という本学の建学理念に支えられた「慈悲の心をもつ優秀な法曹の養成ないしその法曹の活動支援」をすることにある。

加えて、本学の建学理念とともに、本研究所の理念・目的を達成するため、研究部・研修部・法曹部を組織し、その活動を促進している。目標を達成する取り組みを主に3点掲げている。第1に、研究部の取り組みとして、研究会・講演会の開催を目指す。第2に、研修部の取り組みとして、リーガル・ライティング指導、特別授業、司法試験問題の検討会、通信指導(添削)講座、司法試験最終合格者による在校生指導を実施し、毎年5人以上の司法試験合格者を目指す。第3に、法曹部では、法科大学院教員と出身法曹同士での相互支援のための情報交換を目指す。以上のような取り組みを通し、今後も継続して支援を行う。

法科大学院制度が平成16年に導入されて以来、法科大学院での成績と司法試験合格率との間に強い相関関係が存在することは、多くの大学の分析によって広く指摘されてきた。本稿では、まず全国的な文脈におけるGPAの重要性を確認した上で、令和6年度までの本学修了生314名(合格者71名、不合格者243名)の具体的なデータを分析する。これにより、本学の学生が自身の学修状況を客観的に把握し、法科大学院廃校後の司法研究所における司法試験合格に向けた戦略を立てる上での実践的な示唆を得ることを目指す。

## 2. 司法試験合格の主要予測因子としてのGPA

法科大学院における成績評価指標であるGPA(Grade Point Average)と司法試験の合格率との間には、統計的に有意かつ強固な正の相関関係が存在することが、複数の大学による分析によって明らかにされている。つまり、法科大学院におけるGPAが司法試験の合否を予測する強力な指標である。このことは、法科大学院進学を検討する者や在学生にとって、自身の学修戦略を立てる上で極めて重要な意味を持つ。

関西大学法科大学院のホームページによれば、「既修者コースでGPA2.7以上の学生の初回受験合格率が82%に達する」と報告されている。<sup>(1)</sup> 同大学院の既修者コースにおいて、GPAが2.7以上の成績上位層に限定した場合、卒業後初回受験での合格率は82%という極めて高い水準に達している。法科大学院のカリキュラムを着実に履修し、高い学業成績を取めることが、司法試験合格への確実な道筋であることを示唆している。

中央大学法科大学院の研究によれば、法律基本科目のGPAと司法試験合格との間に「顕著な相関関係」があると結論付けている。<sup>(2)</sup> そのため、単に単位を取得するだけでなく、各科目で高い評価を得ることの重要性を浮き彫りにしている。

この強固な相関関係は、平成13年の司法制度改革審議会意見書に端を発する法曹養成制度の理念と深く結びついている。旧司法試験が「点による選抜」

---

(1) 関西大学法科大学院ホームページ, <https://www.kansai-u.ac.jp/ls/housoukai/>

(2) 山田八千子・佐藤信行・滝沢誠, 『中央大学法科大学院の未修者教育の質の改善についての提言』をめぐって, 『中央ロー・ジャーナル』, 第16巻第2号, (2019)

であったのに対し、法科大学院制度は法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成を目指したものである。この「プロセス」の中核をなすのが、法科大学院における体系的な教育課程である。したがって、その課程内での達成度を測る指標であるGPAが、プロセスの最終段階である司法試験の成果と強く連動するのは、制度設計上、当然の帰結と言える。この相関は、法科大学院の教育内容が司法試験で問われる能力と一定程度整合的であることを示しており、制度の有効性を部分的に裏付けるものとも解釈できる。

### 3. 既修者・未修者間の成績格差の分析

GPAと司法試験合格率の相関は制度全体に見られる傾向であるが、その内実を詳細に見ると、法学部卒業生を主対象とする既修者コースと、非法学部卒業生や社会人等を対象とする未修者コースとの間に、統計的に顕著な構造的差異が存在することが明らかである。

法務省や文部科学省が公表する統計データは、この格差を一貫して示している。平成27年から令和6年までの司法試験合格率の推移を見ると、既修者の合格率がおおむね30%から50%前後で推移しているのに対し、未修者の合格率は10%台に留まり、両者の間には長期にわたり縮小していない差が存在する。また、出身学部別に見ても、法学部出身者の合格率が非法学部出身者のそれを常に大きく上回っており、この傾向が長期にわたって固定化していることがわかる。

中央大学法科大学院の報告書では、未修者が直面する困難として、「未修者は1年次に良好な成績を取っても、2年次以降の専門的な法律基本科目の学習において成績が低下する傾向が強い」と指摘している。1年次にGPA2.7以上（卒業後1年以内の合格可能性が十分見込める水準）を取得した未修者のうち、2年次にも同水準の成績（GPA2.75以上）を維持できたのは半数程度に過ぎなかった。

本来は多様なバックグラウンドを持つ人材（未修者）を法曹界に迎え入れることだったが、現実的には、3年間の教育「プロセス」が、彼らを既修者と同等のレベルで司法試験合格へと導くことに直結していない。特に、未修者教育の根幹である1年次の基礎教育が、2年次以降の高度な学修への橋渡しとし

て十分に機能していない可能性が示唆される。したがって、未修者にとって GPA と司法試験合格の相関は、既修者に比べて弱く、不確実性の高いものとなっている。この問題は個々の学生の努力不足に帰せられるべきものではなく、未修者教育のカリキュラムや教育方法そのものに内在する課題として捉える必要がある。

#### 4. 主要法科大学院の比較研究

GPA と司法試験合格率の間に存在する強い相関は、日本の法科大学院制度全体に通底する特徴であるが、その関係性の強さや、合格に求められる具体的な成績水準は、各法科大学院によって大きく異なる。国内トップクラスの法科大学院を対象に、それぞれの機関が公表するデータを基にした比較分析を行い、制度の普遍的な傾向と機関ごとの特殊性を明らかにする。

慶應義塾大学法科大学院は、GPA と司法試験合格率の強固な結びつきを最も象徴的に示す事例である。<sup>(3)</sup> 同大学院は、令和6年の司法試験において、全法科大学院中トップとなる 59.35% という驚異的な合格率を記録した。この高い実績は、同大学院の教育プログラムが司法試験の要求水準と極めて高度に整合していることを示唆している。

さらに注目すべきは、同大学院が公表している内部データである。それによると、GPA が 3.25 以上の学生の司法試験合格率は、100% に達するという。この事実は、慶應義塾大学法科大学院において、学業に専念し優秀な成績を収めることが、司法試験合格をほぼ保証することを意味する。学生にとっては、日々の授業や定期試験への取り組みが、そのまま最終目標である司法試験合格に直結するという、極めて明確で信頼性の高い道筋が示されていると言える。また、同大学院の累積合格率も非常に高く、修了者の最終的な合格率は 75% から 80% 前後に達しており、多くの学生が法曹への道を実現している。これらのデータから、慶應義塾大学法科大学院のカリキュラムは、司法試験で問われる知識や能力を涵養する上で極めて効果的に機能しており、教えられる内容と試験で問われる内容との間に乖離がほとんどないと結論づけることができ

---

(3) 慶應義塾大学法科大学院ホームページ, <https://www.ls.keio.ac.jp/graduate/result.html>

る。

慶應義塾大学法科大学院が示すほぼ完璧な相関関係とは対照的に、中央大学法科大学院の分析では、より多様な学生層を背景とした、現実的かつ段階的な合格の「しきい値」を提示している。同大学院は、伝統的に幅広い層の学生を受け入れており、そのサポート体制も充実していることで知られる。同大学院の報告書によれば、3年次の法律基本科目においてGPAが3.0以上の学生は「上位層」と位置づけられ、卒業後初回での合格が現実的な目標となる。さらに、GPA2.5以上は「中位層」とされ、司法試験に合格するためにはこの水準を確保することが「必須」とであると結論づけられている。この分析は、全科目平均ではなく、司法試験と直結する「法律基本科目」の成績が特に重要であることを特定しており、学生にとってより具体的で実践的な指針となる。

一方で、この分析は課題も浮き彫りにしている。特に、これらの上位層・中位層に留まることができる未修者の数が急激に減少しているという事実は、未修者教育の構造的な問題につながる。中央大学の分析結果は、慶應義塾大学のような理想的なモデルとは異なり、合格の確実性を保証するものではないが、学生が自身の立ち位置を客観的に把握し、合格に向けてクリアすべき具体的な成績目標を設定するための重要な基準を提供している。

国立大学である東京大学、京都大学、一橋大学の各法科大学院は、一貫して司法試験合格率ランキングの最上位に位置しており、日本の法曹養成におけるエリート機関としての地位を確立している。

東京大学法科大学院は、令和6年の合格率が47.45%。過去7年間の累積合格率も72.3%に達している。京都大学法科大学院は、令和6年の司法試験合格率が49.31%。修了生の累積合格率は約80%と非常に高い水準を誇っている。一橋大学法科大学院は、令和6年の合格率が48.78%。同大学院は、自己点検評価において司法試験合格を教育成果を測るための重要な指標（KPI）<sup>(4)</sup>として明確に位置づけている。<sup>(5)</sup>

---

(4) 文部科学省ホームページ, [https://www.mext.go.jp/content/20241220-mxt\\_senmon02-000039072\\_1-4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241220-mxt_senmon02-000039072_1-4.pdf)

(5) 一橋大学大学院法学研究科法科大学院ホームページ, <https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/check/selfcheck/>

これらのトップ校における GPA と司法試験合格率の強い相関は、単に教育内容が優れているというだけでなく、強力な「自己強化サイクル」の産物として理解することができる。第一に、これらの大学院は、学部時代の GPA、法律論文、TOEIC スコアなど、極めて厳格な基準で入学者選抜を行っており、入学時点で既に高い学力と成功へのポテンシャルを持つ学生を厳選している。第二に、国内最高峰の研究者・実務家教員による質の高い、要求水準の高い教育環境が提供される。この結果、優秀な学生がさらに切磋琢磨し、高いレベルで能力を伸ばす環境が生まれ、それが高い平均 GPA と高い司法試験合格率という形で結実する。そして、その高い合格実績が大学院の名声をさらに高め、次年度以降も最も優秀な志願者を引きつけるという好循環を生み出している。したがって、これらのいわゆる上位校における GPA の予測力の高さは、入学段階での厳格な選抜と、入学後の質の高い教育プロセスが一体となった、強力なフィードバックループによって支えられている。

## 5. GPA のメカニズムと成績評価方針、学生の戦略、比較可能性の問題

GPA が司法試験の合否を予測する強力な指標であることは明らかだが、その GPA という数値自体がどのように形成されるのかを理解しなければ、その意味を正しく解釈することはできない。GPA をめぐる制度的背景、すなわち「成績評価の厳格化」という政策、各大学院で異なる評価基準がもたらす「比較可能性の問題」、それに学生がどう対応するかという「戦略的ジレンマ」について掘り下げて分析する。

法科大学院制度発足後、その教育の質のばらつきや修了生の学力低下が問題視されるようになると、文部科学省および中央教育審議会は「成績評価の厳格化」を強く推進する方針を打ち出した。<sup>(6)</sup> この政策は、各法科大学院に対し、安易な単位認定を戒め、法曹として最低限備えるべき能力（ミニマム・スタンダード）を保証することを目的としていた。

具体的には、各科目の成績を点数化して平均値を出す GPA 制度の導入、成

---

(6) 日本弁護士連合会、『法曹養成制度の改善政策について』, <https://www.moj.go.jp/content/000077620.pdf>

績不良者に対する救済措置と見なされかねない再試験の原則廃止、教員間での成績評価基準の共有などが推奨された。<sup>(7)</sup> この方針は各大学院の運営に具体的な影響を及ぼし、実際に、未修者1年次から2年次への進級率が低下するなどの現象が見られた。例えば、全国の法科大学院における未修者1年次から2年次への進級率は、平成20年度の84.8%から平成22年度には75.8%へと低下している。<sup>(8)</sup>

しかし、この政策主導の厳格化は、意図せざる結果をもたらした可能性がある。それは、一部の大学院における「グレード・デフレーション（成績評価の引き下げ）」である。成績評価が厳格化された大学院では、高いGPAを取得すること自体の難易度が上昇した。その結果、異なる大学院間でGPAの数値を単純に比較することが困難になった。例えば、極めて厳格な評価を行う大学院で得たGPA2.8は、比較的緩やかな評価を行う大学院のGPA3.2よりも高い学力を示している可能性がある。このように、成績評価の厳格化という政策は、質の保証という目的には貢献したかもしれないが、同時にGPAという指標の普遍性を損ない、その解釈を複雑化させる一因となった。

「GPA」という用語は、あたかも全国共通の客観的な指標であるかのような印象を与えるが、日本の法科大学院においては、その実態は大きく異なる。各大学院が採用するGPAの算出方法は統一されておらず、この標準の欠如が、GPAの比較可能性を著しく損なっている。

東京大学法科大学院<sup>(9)</sup>ではA+を4.5点とする独自のスケールを採用しているのに対し、京都大学法科大学院<sup>(10)</sup>では100点満点の素点をA+（85-100点）などの段階に換算する方法を用いている。慶應義塾大学法科大学院に至っては、多様な出身大学・学部での成績評価を平準化するため、「独自の基準」で数値を算出していると公言しており、その具体的な計算方法は外部からは窺い知れな

---

(7) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（2009）

(8) 文部科学省、「法科大学院における教育状況等の調査結果について（平成22年度調査）」（2011）

(9) 東京大学大学院ホームページ <https://www.j.utokyo.ac.jp/law/overview/>

(10) 京都大学法科大学院ホームページ <https://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/katei/gaiyo/hyoka/>

い。

結局のところ、日本の法科大学院における「GPA」は、単一の普遍的な指標ではなく、各教育機関のローカルな文脈でのみ意味を持つ数値の集合体に過ぎない。この標準化の欠如は制度上の大きな欠陥であり、法律事務所などの採用担当者は、候補者の能力を客観的に評価するために、大学院ごとに異なるGPAの「読み方」を経験的に習得せざるを得ない状況に置かれている。

マクロレベルで見ればGPAと司法試験合格率の間に強い相関が存在する一方で、ミクロレベル、すなわち個々の学生の視点に立つと、そこには深刻な戦略的ジレンマが存在する。それは、限られた学習時間を、法科大学院の授業で高い評価(GPA)を得るために使うべきか、それとも司法試験に特化した演習や知識の暗記に使うべきか、という問題である。

このジレンマの存在は、多くの学生の体験談から明らかである。特に、社会人学生など可処分時間が限られる者は、法科大学院の授業では単位取得に必要な最低限の努力に留める「省エネ」戦略をとり、捻出した時間を司法試験固有の勉強に充てるという選択をすることがある。彼らにとっての目標は、「合格最低点でもいいから司法試験に合格する」ことであり、法科大学院での高成績ではない。

GPAと司法試験合格の相関関係は、単純な因果の矢(優秀な学生→高いGPA→合格)で説明できるものではない。むしろ、学生が法科大学院という「プロセス」に対してどのような戦略的スタンスをとるかという変数が介在する、より複雑な関係と見るべきである。法科大学院の教育プロセスを司法試験合格への主要な手段として全面的に「信頼」し、それに沿って努力する学生層において、この相関は最も強く現れる。一方で、プロセスを懐疑的に捉え、独自の対策を重視する学生にとっては、GPAは必ずしも自身の能力を正確に反映する指標とはならないのである。

## 6. 法科大学院 GPA 以外の要因

法科大学院のGPAが司法試験の可否を予測する上で重要な指標であることは間違いないが、それは成功を左右する数多くの要因の一つに過ぎない。より広い視野から、法科大学院への「入口」である入学者選抜の段階、そして法科大学院ルートとは全く異なる「もう一つの道」である予備試験という、GPA

以外の決定的な要因を分析し、GPAを法曹養成システム全体の文脈の中に正しく位置づける。

司法試験における成功は、法科大学院での2年間ないし3年間の教育だけで決まるものではなく、その多くは入学前の段階、すなわち入学者選抜のプロセスによって既に方向づけられている。トップクラスの法科大学院は、司法試験で成功する可能性が高い人材を、入学時点で極めて効果的に選抜している。

法科大学院の入試は、学部時代のGPA、法律に関する小論文試験、志望理由書や自己推薦書といった書類、場合によってはTOEICなどの外部英語試験のスコアなどを総合的に評価して合否を決定する。これは、単なる法律知識だけでなく、論理的思考力、文章表現能力、学習意欲、国際性といった、将来の法曹として成功するために不可欠な多面的な能力を評価するプロセスである。

したがって、学生の法科大学院でのGPAは、完全に独立した変数ではない。それは、入学時に既に備わっていた能力や資質が、大学院での教育を通じて発現した結果と見るべき側面が強い。エリート校におけるGPAと司法試験合格率の高い相関は、部分的には、入学時点で既に成功への軌道に乗っている学生を選び出す、その優れたスクリーニング機能の成果なのである。

かつては、法科大学院適性試験が必須とされていたが、その予測妥当性については疑問が呈されてきた。一橋大学法科大学院は、適性試験の成績と入学後の成績や司法試験の合否との間に「相関関係はまったく見られない」と結論づけている。<sup>(11)</sup> 他の研究では弱い予測力が認められるとの報告もあるが、全体としてその重要性は低下し、各大学院はより多角的な評価指標へと移行している。

法科大学院のGPAをめぐる議論において、最も重要な文脈を提供するのが、司法試験予備試験の存在である。予備試験は、経済的事情などにより法科大学院に進学できない者にも法曹への道を開くために設けられたバイパスルートである。

この予備試験は、合格率が例年3～4%程度という極めて難関な試験であるが、その狭き門を突破した者は、本番の司法試験で驚異的な合格率を叩き出す。

---

(11) 文部科学省法科大学院特別委員会、「法科大学院の教育状況等に関する視察結果（一橋大学法科大学院）」(2014)

法務省が公表した令和6年の司法試験結果は、その実態を衝撃的に示している。予備試験合格者の司法試験合格率は92.84%に達したのに対し、法科大学院修了者（在学中受験者を含む）の全体の合格率は34.84%であった。特に、法科大学院を正規に修了した者（在学中受験者を除く）の合格率は22.73%にまで落ち込み、予備試験ルートとの差は歴然としている。<sup>(12)</sup>（表1）

この事実は、2004年の司法制度改革が掲げた理念そのものに対する、根源的な問いを投げかける。改革の哲学的根幹は、旧来の一発試験型の「点による選抜」を改め、数年間の教育を通じた「プロセスによる養成」こそが質の高い法曹を生み出すという考えにあった。しかし、予備試験は機能的に見れば、まさに現代版の「点による選抜」であり、高度な知識と応用能力を一点で問う、極めて厳しい選抜試験である。

その合格者が、本試験でこれほど圧倒的な成果を上げているという事実は、厳格な試験による選抜プロセスが、数年間の教育プロセスよりも、司法試験合格という点においてはるかに効率的かつ効果的な予測因子であることを示唆している。これは、多額の費用と時間を要する法科大学院制度、とりわけ最も合格率が低い未修者コースの存在価値を制度の前提に再検討を促すデータである。予備試験の成功は、現行の法科大学院モデルの有効性に対する、強力かつ継続的な批判として機能しているのである。

（表1） 令和6年（2024年）司法試験 受験資格別合格率

受験資格	受験者数	合格者数	合格率
法科大学院修了者（全体）	2,797人	973人	34.84%
法科大学院修了者（正規修了）	1,454人	331人	22.73%
法科大学院修了者（在学中受験）	1,343人	642人	47.80%
予備試験合格者	475人	441人	92.84%

## 7. 駒澤大学法科大学院における GPA と司法試験合格の分析

本研究では、本学における GPA と司法試験の結果についての関係を分析する。駒澤大学法科大学院に在籍し、司法試験を受験した修了生を対象として分

(12) 法務省「令和6年司法試験の結果について」(2024)

## 駒澤大学法科大学院におけるGPAと司法試験合否の相関分析

析を行った。対象者は、司法試験合否および在学中の成績（GPA）が確認できた者 314 名である。内訳は司法試験最終合格者 71 名（駒澤大学法科大学院の修了後、予備試験経由で司法試験最終合格した学生も存在するが、完全に把握はできていない可能性もあるため合格者には含めず）、不合格者 243 名である。GPA は、在学期間中に取得した全科目の成績を基に算出された総合 GPA を用いた（4.0 満点）。司法試験合否は、法務省が公表する当該年度の司法試験結果に基づき、最終的な合否判定を採用した。

(表 2) 駒澤大学法科大学院修了者の GPA の記述統計

	合格者数	不合格者数
n	71	243
平均 GPA	2.643	2.249
中央値	2.65	2.26
標準偏差	0.347	0.31
最小値	2.02	1
最大値	3.5	3.27

GPA レンジ別に司法試験合格者を算出した。GPA を 0.5 幅で合否を比較したところ、GPA2.00 以下での合格者はいない。逆に GPA3.00 以上あると、合格率が向上することがわかる。割合として、GPA2.99-2.50 のレンジも合格者が多くなることがわかる。結果、GPA2.0 未満の区分では合格者は確認されなかった（表 3）。GPA2.49-2.0 の区分では合格率は 13.2% にとどまる一方、GPA2.99-2.5 の区分では 43.8% まで上昇した。さらに、GPA3.49-3.0 の区分では合格率が 82.4% と高水準を示した。このことから、GPA2.5 を超える水準を境として、司法試験合格者の割合が急激に高まる傾向が確認された。ただし、GPA3.5 以上の区分は該当者数が 1 名と少数であるため、解釈には慎重さが求められる。

(表3) GPA レンジ別 司法試験合格率 (0.5 刻み)

GPA レンジ	合格者数	不合格者数	合計 (n)	合格率 (%)
3.5 以上	1	0	1	100
3.49-3.0	14	3	17	82.4
2.99-2.5	32	41	73	43.8
2.49-2.0	24	158	182	13.2
1.99-1.5	0	39	39	0
1.5 未満	0	2	2	0
合計	71	243	314	

### 7-1. 既修と未修の比較

既修者の方が一般的に法学の知識があるため、GPA に差が見られる可能性が考えられる。したがって、GPA が低い場合でも、既修者であれば、ある程度の合格率を維持できるといった仮説が立てられる。

入学時の履修区分として、未修者課程および既修者課程の別を用いた。履修区分が確認できた者のみを対象として、未修者 255 名、既修者 59 名の計 314 名を分析対象としている (表 4)。

(表 4) 既修・未修別 合否人数

コース	合格者数	不合格者数	合計 (n)	合格率 (%)
既修	24	35	59	68.5
未修	47	208	255	22.6
合計	71	243	314	29.2

(表 5) 履修区分別 GPA 記述統計量

コース	n	平均 GPA	中央値	最小	最大
既修	59	2.71	2.75	1.57	3.38
未修	255	2.28	2.29	1	3.5

分析の結果、既修・未修の別にかかわらず、在学中の GPA が高い学生ほど司法試験合格者の割合が高い傾向が確認された。特に既修者においては、合格

者と不合格者の平均 GPA 差が大きく、履修区分と学修成果の相互作用が示唆される。

(表6) 既修・未修の合否別 GPA

コース	合否	n	平均 GPA
既修	合格	24	2.93
既修	不合格	35	2.55
未修	合格	47	2.5
未修	不合格	208	2.23

本研究では、入学時の履修区分（既修者・未修者）によって在学中の学修成果に差異が認められるかを確認するため、総合 GPA の平均値について両群の比較を行った。分析にあたっては、両群の分散が等しいとは限らないことを考慮し、分散不等を仮定した Welch の t 検定を用いた。

その結果、既修者の平均 GPA は 2.71、未修者の平均 GPA は 2.28 となり、既修者の方が高い値を示した。この平均値の差について Welch の t 検定を行ったところ、統計的に有意な差が認められた ( $t = -4.18$ , 自由度 = 86.81,  $p < .001$ )。<sup>(13)</sup> すなわち、既修者と未修者の間には、在学中の成績水準に明確な差が存在することが示唆される（表7）。

もっとも、この結果は、履修区分そのものが司法試験合否を直接的に規定することを意味するものではない。既修者は、入学時点において一定の法学的基

(13) 「 $t = -4.18$ 」とは、両群の平均値の差が、平均との差のばらつき（標準誤差）に対してどの程度大きいかを表す指標である。t 値の絶対値が大きいほど、両群の平均値の差が明確であることを意味する。両群の差が相当程度大きいことを示している。「自由度 = 86.81」とは、Welch の t 検定の指標であり、両群のサンプル数および分散の違いを考慮して算出される値である。この自由度は、t 値の大きさがどの程度の確率で生じ得るかを判断するために用いられる。

「 $p < .001$ 」とは、既修者と未修者の平均 GPA に実際には差が存在しないと仮定した場合に、今回観測された程度の差（またはそれ以上の差）が偶然に生じる確率が 0.1%未満であることを意味する。これは、一般に用いられる有意水準（5%や1%）を大きく下回る値であり、両群の平均 GPA の差が偶然によるものではないと判断する根拠として十分に強い水準である。

礎知識を有している点で、未修者とは異なる学修背景を持つため、その差異が在学中の GPA に反映された可能性があると考えられる。本研究においては、こうした履修区分による成績水準の差異を確認した上で、次段階の分析として、GPA を統制変数とした司法試験合否との関係を検討することとした。

(表 7) 既修・未修別 GPA の平均値の比較と t 検定の結果

コース	n	平均 GPA	標準偏差
既修	59	2.71	0.39
未修	255	2.28	0.31
検定方法	t 値	自由度	p 値
Welch の t 検定	- 4.18	86.81	< .001

以上から、本研究において確認された既修者と未修者の平均 GPA の差は、統計的に見て極めて信頼性の高い結果であり、入学時の履修区分によって在学中の成績水準に体系的な違いが存在する可能性が示唆されるといえる。

## 8. まとめ

駒澤大学法科大学院修了生 314 名を対象に、在学中の学修成果を反映する GPA と司法試験合否との関連を検討した。記述統計の結果、合格者 71 名の平均 GPA は 2.643、不合格者 243 名の平均 GPA は 2.249 であり、両者の差は明確であった。GPA のレンジ別に合格率を算出したところ、GPA 2.5 以上を境に合格率が急激に上昇するパターンが確認され、特に GPA 3.0 以上では合格率が約 8 割に達した。このことから、在学中の学修成果を反映する GPA が司法試験の結果と強く結びついていることが示された。

次に、履修区分（既修者・未修者）による成績水準の差異を確認するため、Welch の t 検定を用いて平均 GPA の比較を行った。その結果、既修者（平均 2.71）と未修者（平均 2.28）の間には統計的に有意な差が認められた ( $t = -4.18, p < .001$ )。これは、既修者が入学時点で基礎的な法学知識を有していることを反映していると考えられるが、司法試験合否を決定する直接的要因とはいえ、むしろ在学中の学習成果が合否により密接に関連していると評価できる。

以上より、司法試験合格に向けては、既修者・未修者といった入学時の背景よりも、在学中にGPAをどれだけ高めるかが重要であり、特にGPA 2.5は合格可能性を左右する重要な閾値として機能している。また、GPA 3.0以上に到達した学生は合格可能性が飛躍的に高まることが確認された。

## 9. おわりに

本稿では、駒澤大学法科大学院における修了生のデータに基づき、GPAと司法試験合格の関連性、および未修者と既修者の成績格差について統計的な分析を行った。その結果、本学においてもGPAは司法試験の合格を予測する極めて強力な指標であり、特にGPA 2.50という数値が合格可能性を左右する重要な「しきい値」となっていることが浮き彫りとなった。また、未修者と既修者の間には、等分散性を仮定しないウェルチのt検定においても統計的に有意な成績格差が認められた。

駒澤大学法科大学院は令和5年度より募集を停止し、令和9年度には学生が不在となる見込みである。今後は、修了生が所属する司法研究所において、本稿で得られた知見、すなわち「GPAに裏打ちされた基礎学力の重要性」を指針とした、より実践的かつ戦略的な学習支援を継続していくことが肝要である。

本学法科大学院の歴史が幕を閉じようとする今、本稿が、残された学生および司法研究所で研鑽を積む修了生諸氏にとって、司法試験合格という目標を勝ち取るための客観的な指標となり、ひいては「慈悲の心をもつ優秀な法曹の養成」という本学の建学理念の具現化に寄与することを切に願うものである。